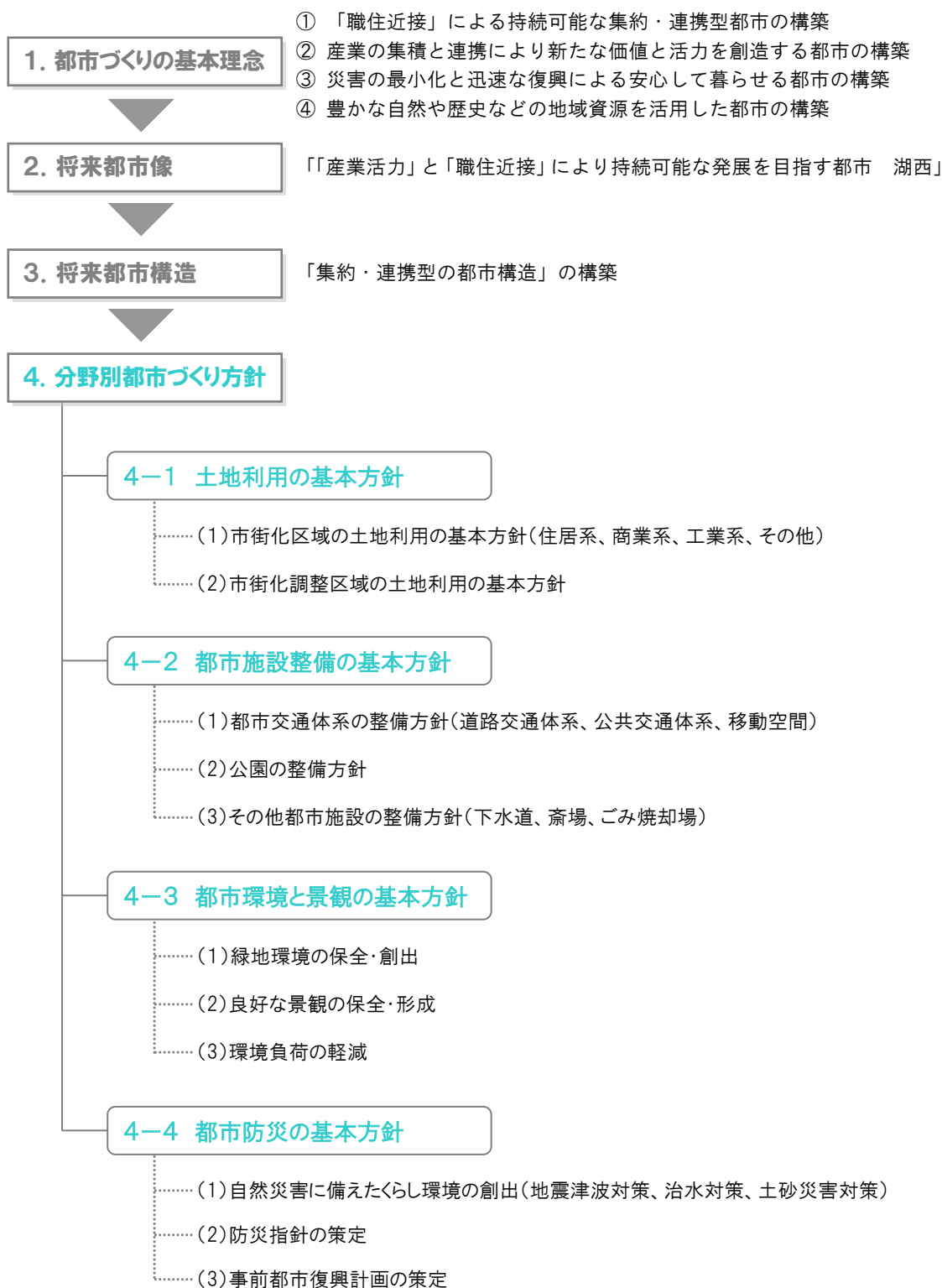


4. 分野別都市づくり方針

分野別都市づくり方針は、都市づくりの基本理念、将来都市像及び将来都市構造の考え方を受けて、今後の都市づくりを総合的・計画的に進めていくために、各種施策の実施に関する基本的な考え方を整理したものです。



4-1 土地利用の基本方針

●土地利用に関する基本的な考え方

土地利用の基本方針として、ここでは、市街化区域の基本方針と市街化調整区域の基本方針を掲げています。

市街化区域では、市街地の特性に応じた健全かつ機能的な土地利用を実現するため、用途地域等の地域地区の適切な運用を図るとともに、地区単位で特徴を生かしたまちづくりを実現するため、地区計画等の制度の活用を推進します。市街化区域の中で特に、立地適正化計画の都市機能誘導区域・居住誘導区域への集約を図ります。産業用地など新たな宅地の開発にあたっては、農地や山林などの未利用地を優先的に活用しつつ、土地区画整理事業等の市街地開発事業や民間活力を活かした宅地開発事業などにより、良好な宅地の創出と道路等都市基盤の整備を計画的に進めます。住宅や商業施設などの新たな供給にあたっては、居住誘導区域や都市機能誘導区域を優先するとともに、空き地や空き家の積極的な活用を検討します。なお、空き地・空き家の活用にあたっては、中心市街地の活性化や移住定・住促進、観光・交流振興、高齢者や子育て支援等のまちづくりの課題を踏まえ、新たな用途への転用について検討します。

市街化調整区域では、現在の良好な住環境や農業・自然環境の保全を図ります。また、大規模既存集落においては、地域コミュニティや地域活力の維持・向上を図るため、定住化の促進に寄与する制度の導入について検討します。

（１）市街化区域の土地利用の基本方針

①住居系土地利用の基本方針

■住宅専用地

- ・下モ田地区や風の杜地区、また梅田ノナカ地区や柏原地区などは、低層または中高層の住宅専用地として位置づけ、土地区画整理事業等の計画的な開発により形成された、ゆとりと落ち着きのある良好な住環境を維持するため、地区計画等のまちづくりルールの適正な運用を図ります。
- ・新所原駅の北側に位置する境田川地区において、低層を中心とした良好な住宅地を形成するため、土地区画整理事業を推進します。
- ・居住誘導区域内の住宅地において、市内企業の就業者が職場の近くに居住し、「職住近接」が図られるよう、民間宅地開発等による住宅の供給を促進します。

■一般住宅地

- ・住宅専用地以外の住宅地を一般住宅地として位置づけ、住宅以外の施設との共存に配慮しながら、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- ・居住誘導区域内の住宅地において、住宅専用地と同様に、民間宅地開発等による住宅の供給を促進します。

②商業系土地利用の基本方針

■中心商業・業務地

- ・鷺津駅前地区から、（都）南部幹線及び（都）鷺津駅谷上線沿道周辺に広がる商業地は、都市機能誘導区域として多くの市民が利用する中心商業・業務地として形成します。
- ・中心商業・業務地では、本市の都市拠点として商業、業務など高次都市機能の維持及び向上を図るため、土地の高度利用や地区計画などのまちづくりルールの導入を検討し、魅力的な商業施設やサービス施設等の立地を促進します。
- ・コロナ禍を契機とした新しい暮らし方・働き方に対応したコワーキングスペース機能を有する施設の立地を検討します。

■観光商業地

- ・本市の地域拠点に位置する新居町駅南側、（都）泉町通線及び（都）浜名線沿道の商業地は、観光拠点と位置付け、地域住民のほか、新居宿や浜名湖等を訪れる観光客が利用する観光商業地として形成します。
- ・地域住民の生活利便性や、観光客の買い物利便性をより高める、魅力的な商業施設やサービス施設等の立地促進を図るため、地区計画などのまちづくりルールの導入を検討します。
- ・空き店舗の活用を促し、商業地としての魅力の維持・向上を図る取組を検討します。

■地域生活商業地

- ・本市の地域拠点に位置する新所原駅北側の商業地は、地域住民や周辺企業に通勤する就業者等が利用する地域生活商業地として形成します。
- ・地域住民や就業者の生活利便性をより高める、魅力的な商業施設やサービス施設等の立地促進を図るため、地区計画などのまちづくりルールの導入を検討します。

■沿道利用地

- ・（都）大倉戸茶屋松線や（都）谷上大沢線、また（都）三ツ谷谷上線などの幹線道路沿道については、道路交通利便性を活かした商業・業務施設等が立地する沿道利用とし、周辺の住宅等と調和した道路沿道環境の形成を図ります。
- ・市役所等が立地する（都）大倉戸茶屋松線の沿道利用地は、本市の都市拠点として行政、文化、福祉など高次都市機能の維持及び向上を図るため、地区計画などまちづくりルールの導入を検討します。

③工業系土地利用の基本方針

■工業専用地

- ・東海道新幹線南側の笠子地区の一団工業地、新所原市街地の北部及び南部に位置する工業地、天竜浜名湖線大森駅に近接する産業拠点周辺は、生産機能等に特化した工業専用地として位置づけ、今後とも土地利用の維持を図ります。

■一般工業地

- ・工業専用地の隣接地や、市街地の縁辺部に位置する三ツ谷地区等の工業地は、さまざまな用途や規模の工場が立地する一般工業地として位置づけ、今後とも土地利用の維持を図ります。

■軽工業地

- ・鷲津駅北側や新居市街地の南部に位置する工業地は、軽工業地と位置づけ、住環境と生産環境の調和に努めます。

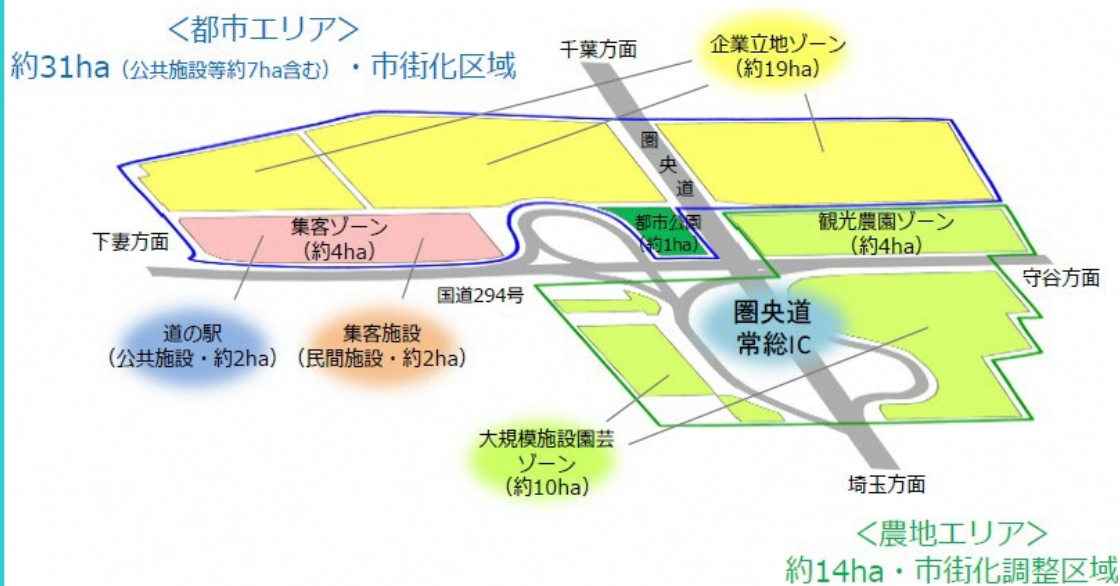
■新産業地

- ・浜名湖西岸地区等のバッテリーロード周辺地区や（仮称）浜松湖西豊橋道路ⅠC周辺地区は、本市の産業活力を創出する新産業拠点として、地域の特性を活かし高い付加価値を創出する産業を中心とする土地利用や、農工商連携を推進する土地利用を図るため、農業的な土地利用との健全な調和を図りつつ、計画的な都市基盤の整備を推進します。

コラム

農工商連携によるインターチェンジ周辺開発の事例

茨城県常総市では、圏央道常総IC周辺整備事業として、食と農の融合による産業団地を整備しました。この産業団地は、常総IC周辺の約45haにおいて、農業生産エリア（農地エリア）と産業団地エリア（都市エリア）を集積し、生産、加工、流通、販売が一体となった地域の核となる区域として整備されました。



出典）圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業概要書（R2.7 常総市）

④その他の土地利用の基本方針

■港湾関連施設地

- ・浜名港における港湾機能を維持し、水辺環境の活用を図るため、港湾の周辺部一帯を港湾関連施設地と位置づけ、港湾計画に基づく適切な土地利用を推進します。

（２）市街化調整区域の土地利用の基本方針

■生活拠点

- ・「大規模既存集落」に指定されている主要集落地及びその周辺を生活拠点に位置づけ、定住化による地域コミュニティや地域活力の維持・向上を図るため、「市街化調整区域における地区計画の適用の基本的な方針」を策定し、地区計画の導入を促すとともに、優良田園住宅制度等を活用し、ゆとりある空間を活かした良好な住環境の保全を図ります。

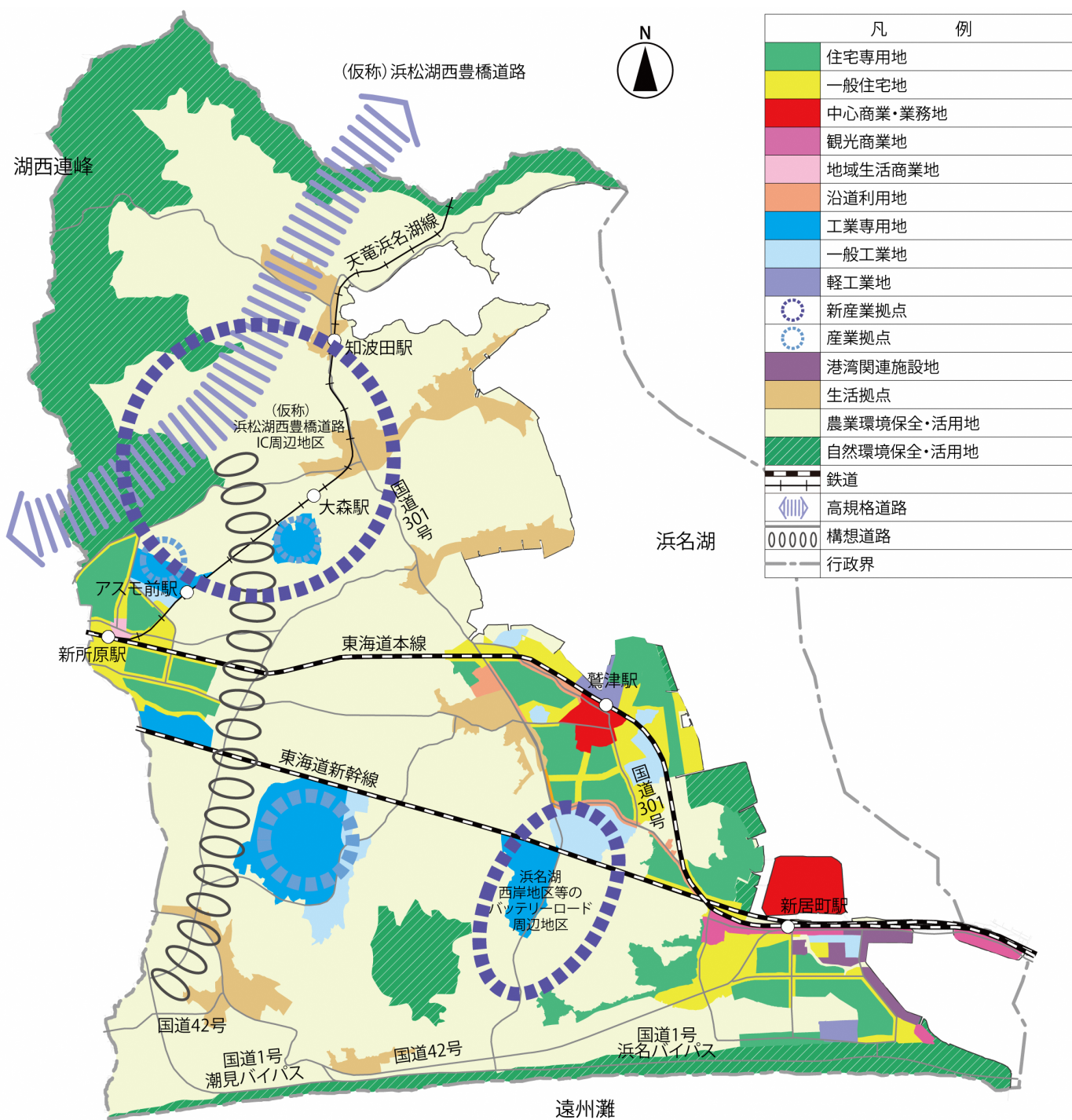
■農業環境保全・活用地

- ・市街地の周辺一帯に広がる農地や既存集落地は、農業環境保全・活用地として位置づけ、現在の緑豊かな営農環境を維持するため、無秩序な開発の抑制と集团的優良農地の保全を図ります。
- ・恵まれた交通条件を背景として農業と観光との連携を図るため、地域資源を活用した事業機会、就業機会を創出し、地場産品のメニュー化や観光農業、農畜産物を加工した特産品の開発など、6次産業化、農商工連携等の取組みを推進し、都市との交流拡大による地域活性化を推進します。
- ・農地の荒廃化に伴う農業生産性の低下や田園景観の悪化を防止するため、農地の集団化や流動化等について検討します。

■自然環境保全・活用地

- ・湖西連峰の豊かな山林、遠州灘海岸や浜名湖岸の樹林地や砂浜等の自然地は、良好な自然環境を有しているため、重要なグリーンインフラとして今後も保全します。また、ウォーターアクティビティ施設等が集積する新居弁天や松見ヶ浦沿岸等の区域は、観光拠点として位置付け、観光レクリエーション等の場として有効に活用します。

〈土地利用の基本方針図〉



4-2 都市施設整備の基本方針

●都市施設整備に関する基本的な考え方

都市施設整備の基本方針として、ここでは、都市交通体系、公園及びその他都市施設の整備方針を掲げています。

都市施設全般として、将来都市構造の実現に向けた新規整備や老朽化に伴う既存施設の更新は、優先度の高いものから順次進めていきます。

都市交通体系のうち、道路交通体系については、それぞれの役割に応じた機能を確保するための整備・維持管理を推進します。また、（仮称）浜松湖西豊橋道路の整備に合わせてインターチェンジへのアクセス道路の整備を推進します。公共交通体系については、鉄道駅等の交通結節点の機能及び利便性の向上に必要な整備・維持管理を推進するほか、市民の日常的な移動手段を確保するため、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の公共交通サービスの維持・充実を図ります。

市民の豊かな暮らしを実現し、支えるため、日常的な憩い・交流の場となる生活に身近な公園や、下水道、斎場及びごみ焼却場などの供給処理施設の整備・維持管理を推進します。



（都）大倉戸茶屋松線

（１）都市交通体系の整備方針

①道路交通体系の整備方針

都市内交通の円滑化による活発な都市活動を創出・維持するため、市内道路網を主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路及び生活道路に区分し、整備と維持管理を推進します。

■高規格道路

- ・東名高速道路、新東名高速道路、三遠南信自動車道及び三ヶ日ＪＣＴと三河港を結ぶ（仮称）浜松湖西豊橋道路の整備を促進します。

■主要幹線道路

- ・広域化する人、物の活発な交流を支えるため、県内主要都市や中京都市圏等、広域を連絡する主要幹線道路として、国道１号浜名バイパス及び国道１号潮見バイパスの整備・維持管理を促進します。

■幹線道路

- ・主要幹線道路を補完し、本市に隣接する浜松市や愛知県豊橋市との日常的な連携を強化し、本市における主要な拠点間の円滑な移動を可能とする幹線道路として、国道４２号、国道３０１号及び県道新居浜名線の整備・維持管理を促進します。
- ・鷺津市街地や新居市街地における通過交通による交通混雑を緩和するため、国道３０１号から国道１号浜名バイパス大倉戸ＩＣへ連絡する（都）大倉戸茶屋松線（通称：バッテリーロード）の整備推進や（都）南部幹線の整備促進を図ります。
- ・（仮称）浜松湖西豊橋道路の整備に合わせ、（都）長谷岡崎線の拡幅・延伸など、市域西側における南北軸となるインターチェンジへのアクセス道路の整備を推進します。国道１号潮見バイパスや国道２３号豊橋東バイパスとインターチェンジとを連絡するアクセス道路は、国道３０１号とともに湖西市内の骨格的な道路網を構築します。

■補助幹線道路

- ・幹線道路を補完し、市内の円滑な移動に寄与する（都）鷺津駅谷上線や（都）表鷺津漁港線等の補助幹線道路の整備を推進します。

■生活道路

- ・日常生活の利便性や快適性、また災害時の安全性向上を図るため、生活道路の整備を推進します。また、狭あい道路等、自動車のすれ違いが困難な生活道路については、道路幅員の拡幅による狭あい部の解消など、地域の特性や実情に合わせた整備を推進します。

②公共交通体系の整備方針

公共交通である鉄道の利用促進や利便性向上を図るとともに、誰もが市内を安心して移動できる交通環境を創出するため、都市拠点、地域拠点及び生活拠点等を連絡するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等による地域公共交通ネットワークを構築します。利用可能なあらゆる交通資源も活用して、公共交通のサービス水準の維持・向上を図ります。

■鉄道

- ・公共交通と自転車交通の利用促進及び乗り継ぎ利便性の向上を図るため、鷲津駅、新居町駅及び新所原駅付近において、駐車場及び駐輪場を確保します。
- ・誰もが鉄道駅を安全かつ円滑に利用できるよう、駅周辺一帯のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインを導入した施設・設備の整備を促進します。
- ・「地域の足」としての天竜浜名湖線の運行を維持するため、沿線市町と連携して各種利用促進に取り組みます。

■バス

- ・誰もが安心して市内を移動できるよう、コミュニティバスによる効率的で分かりやすい地域公共交通サービスの提供を推進します。
- ・バスの利用促進のため、主要なバス停付近には、自転車の駐輪が可能な施設の確保を進めます。

■デマンド型乗合タクシー

- ・公共交通空白域の解消を図るため、市内全域でのデマンド型乗合タクシーの運行による移動サービスの提供を推進します。

■持続可能な公共交通ネットワークの確保

- ・持続可能な公共交通ネットワークを確保するため、今後、予想される公共交通の担い手不足への備えや、ラストワンマイル問題の解消に向け、A I オンデマンドの活用による運行の効率化や、自動運転車両の導入検討、自家用有償旅客運送制度の活用等、あらゆる利用可能な交通手段の活用検討を進めます。

コラム ライドシェア

これまで過疎地域や交通が著しく不便な地域、福祉目的に限定されていた自家用有償旅客運送制度について、夜間など時間帯による交通空白の概念も取り込むことや、自治体等の実施主体からの受託により株式会社が参画できること等が、令和5年12月に国から示されています。

また、同制度を活用したライドシェアについては、地域の交通事業者との「共存共栄」が必要であることから、本市では、交通事業者とともに、持続可能な地域公共交通について勉強会を行っています。

③移動空間の整備方針

- ・ユニバーサルデザインのまちづくりを実現するため、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全・安心・快適に通行できる移動空間を目指し、道路の移動円滑化を推進します。
- ・通勤・通学をはじめとする日常生活や、サイクリング等のレクリエーションでの自転車利用を促進するため、安全で魅力的な自転車走行空間のネットワークを構築します。
- ・歩行者の安全を確保するため、通学路等において適切な歩行空間の確保を推進します。

（２）公園の整備方針

■住区基幹公園

- ・生活の身近にある憩いやレクリエーション、交流の場として、誰もが利用しやすく、親しみやすい空間となるよう、地域特性に配慮しながら、公園の整備・維持管理を推進します。
- ・地域に整備されている公園については、住民に愛され、有効に利用される公園づくりを行うとともに、自治会など地域住民組織と連携しながら、維持管理の充実を図ります。
- ・新所原駅の北側に位置する境田川地区の土地区画整理事業に合わせ、西部公園の整備を推進します。

■都市基幹公園

- ・新居弁天公園は、民間活力の導入により施設の再整備と魅力向上を図る取組を推進します。
- ・湖西運動公園は、市民のスポーツや憩いの場として多様に活用し、適正な維持管理を推進します。

■その他の公園

- ・市民や地域住民の憩い・交流の場として、おちばの里親水公園や梅田親水公園など、その他公園の適正な維持管理を推進します。

コラム

「Park-PFI」

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的に、平成29年の都市公園法改正により、Park-PFI制度が、新たに設けられました。

本制度は、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便を図る整備・管理手法です。

本市では、この Park-PFI 制度を活用することで、民間事業者と連携して老朽化した新居弁天公園の施設のリニューアルを進め、観光拠点としての賑わいの回復を図っています。

（３）その他都市施設の整備方針

①下水道の整備方針

- ・快適で衛生的な生活環境の創出と、浜名湖等公共用水域の水質向上を図るため、湖西市公共下水道計画に基づく公共下水道事業を推進します。特に整備が遅れている新所原市街地において、事業の推進に努めます。
- ・公共下水道供用開始地区については、下水道管への接続を推進します。
- ・湖西市公共下水道事業計画区域以外については、生活雑排水の処理を適切かつ効果率的に進めるため、合併処理浄化槽の設置を促進します。

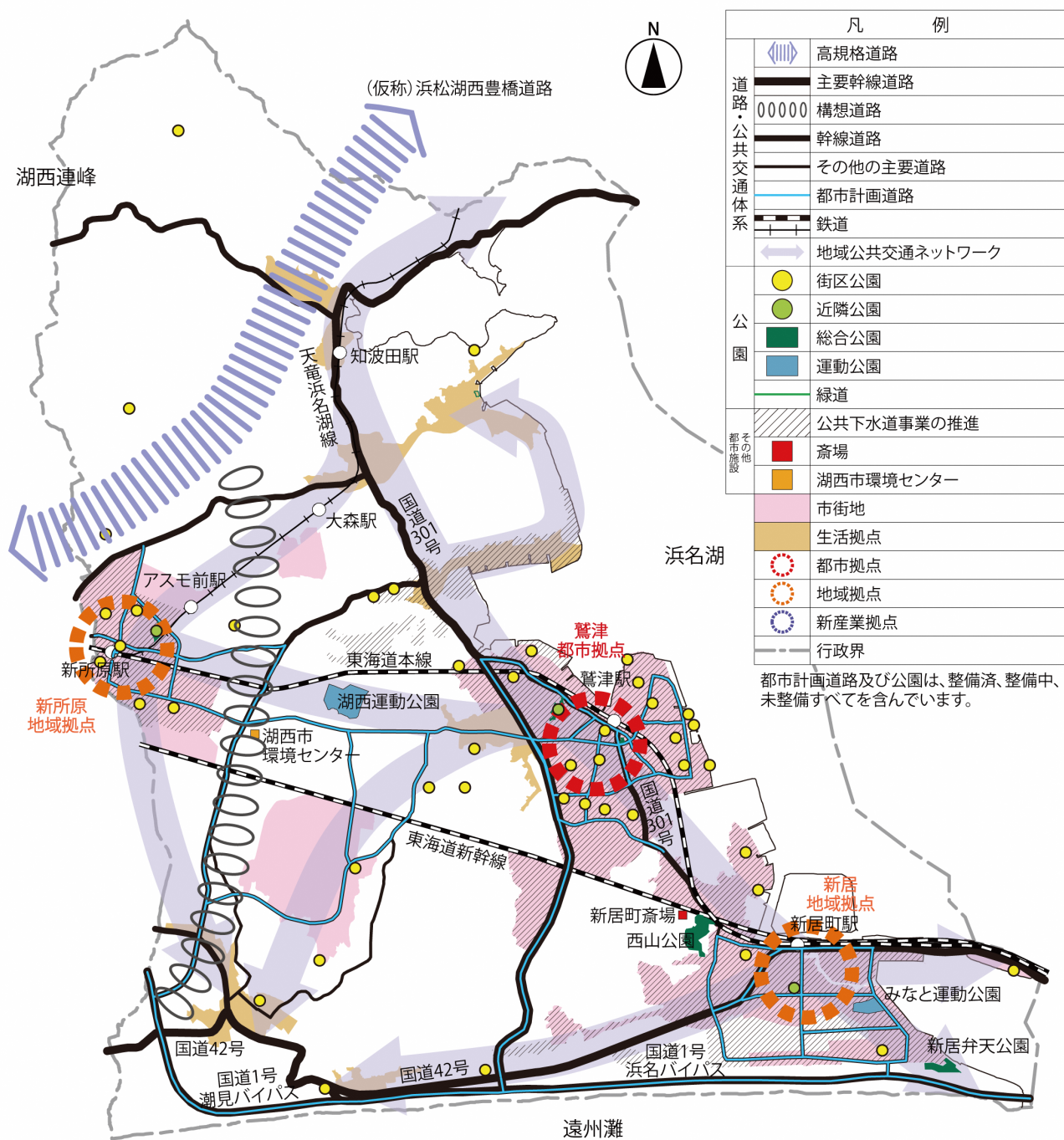
②斎場の整備方針

- ・火葬需要に適切に対応するため、新居斎場やすらぎ苑（新居町斎場）の施設の維持管理を推進します。

③ごみ焼却場の整備方針

- ・湖西市環境センターは、民間の資金とノウハウを活用した運営を行い、廃棄物の適正処理や再資源化を推進します。

〈都市施設整備の基本方針図〉



4-3 都市環境と景観の基本方針

●都市環境と景観に関する基本的な考え方

都市環境と景観の基本方針として、ここでは、緑地等グリーンインフラの保全・創出、良好な景観の保全・形成及び環境負荷の軽減に関する方針を掲げています。

緑地等グリーンインフラの保全・創出については、都市の骨格を形成する湖西連峰の森林や、浜名湖岸・遠州灘海岸の樹林地、低地部の河川緑地を、水と緑の軸線と位置付け、積極的な保全を図ります。また、大規模開発等に併せた新たな緑地の整備等、公共空間及び民有地における緑の創出を図ります。

良好な景観の保全・形成については、水や緑を主な構成要素とした本市の景観構造を基盤として、湖西ならではの良好な景観の保全・形成を図ります。また、市街地や既存集落の特性に応じた魅力ある景観整備を推進します。

環境負荷の軽減については、カーボンニュートラルの実現に向けて都市の低炭素化や再生可能エネルギーの積極的な利用を進めるとともに、地球温暖化防止に対する啓発活動を積極的に推進します。



トキワマンサク

〔日本では湖西市を含む3ヶ所でのみ自生している。
リボンのような細長い白い花が、木を覆うようにして咲く。〕

（１）緑地環境の保全・創出

①都市の骨格を形成する緑地環境の保全・創出

- ・ 浜名湖県立自然公園の区域に指定されている湖西連峰の森林、浜名湖岸や遠州灘海岸の樹林地、丘陵地や斜面地に見られる緑地など、本市の緑豊かな緑地環境がグリーンインフラとしての機能を発揮できるよう、適切に保全します。
- ・ 河川緑地や河畔林を保全しながら、動植物が生息しやすい、豊かな自然と調和した「多自然川づくり」を推進します。

②生活に身近な緑地環境の保全・創出

- ・ 大規模開発等については、新たな緑地の創出や斜面緑地の保全を積極的に行うとともに、貴重な樹林地、緑地、樹木を保護・育成するなど、良好な緑や風景を保全します。
- ・ 遠州灘海岸から新居市街地にかけて指定されている風致地区については、一定の建築行為等を許容しつつ、緑や水といった自然的な要素に富んだ都市環境の保全を図ります。
- ・ 道路や公園等公共施設等の整備・更新に合わせて積極的に緑化を推進し、周辺の自然環境と調和した、うるおいのある市街地の形成に取り組めます。また、起伏のある市街地内外の樹林地の保全や民有地の緑化を促進します。

（２）良好な景観の保全・形成

①湖西市ならではの景観の形成

- ・ 本市の湖岸からは、浜名湖の水辺を前景とし、湖越しに対岸の湖岸線や集落地、さらには、背景となる湖西連峰の山並みを眺めることができ、本市の典型的な景観構造となっています。また、新居地区から白須賀地区を結ぶ旧東海道は、宿場のまち並みや松並木により歴史を感じることが出来る本市を代表する景観軸となっています。さらに、既存の集落地周辺では良好な農村景観が広がる区域となっています。
- ・ こうした本市のアイデンティティとなり、また、市民の原風景となっている景観構造を基盤として、地域資源を活用した本市ならではの良好な景観形成に取り組んでいきます。

②都市の顔となる拠点のまち並み景観の形成

- ・ 都市拠点や地域拠点にふさわしい景観を形成するため、鷺津市街地、新居市街地及び新所原市街地において、地区計画等のまちづくりルールの導入を検討します。また、鷺津駅周辺の（都）分川一の橋線では無電柱化を促進します。
- ・ 新居市街地のうち、旧東海道が通る新居関所周辺地の観光商業地においては、「歴

史の香る関所のまち新居」にふさわしいというおいと活力のあるまち並みを形成するため、「新居町景観計画」のルールに基づき建築物等の景観誘導を適切に行います。また、（都）泉町通線の無電柱化を促進します。

③地域特性に応じた良好な生活景観の形成

- ・住居系市街地においては、良好な住宅地景観を形成するため、地区計画などのまちづくりルールの導入により、建築物の形態や意匠の統一、緑化等の誘導を進めます。
- ・工業系市街地においては、周辺の自然環境や住環境との調和・共生を図るため、工場敷地内の適正な緑化等を促進します。
- ・魅力と秩序のある幹線道路の沿道景観を形成するため、沿道土地利用の適切な規制・誘導を図るため、地区計画などのまちづくりルールの導入を促進します。また、屋外広告物の規制・指導を適切に行います。
- ・既存集落地及びその周辺一帯については、豊かな自然環境や営農風景、また良好な集落地景観の維持と調和を図るため、農地や里山を積極的に保全します。また、市街化調整区域の地区計画を適用する地区においては、建築物等の用途の制限に加え、形態や意匠、緑化等に関するルールの積極的な導入を促進します。

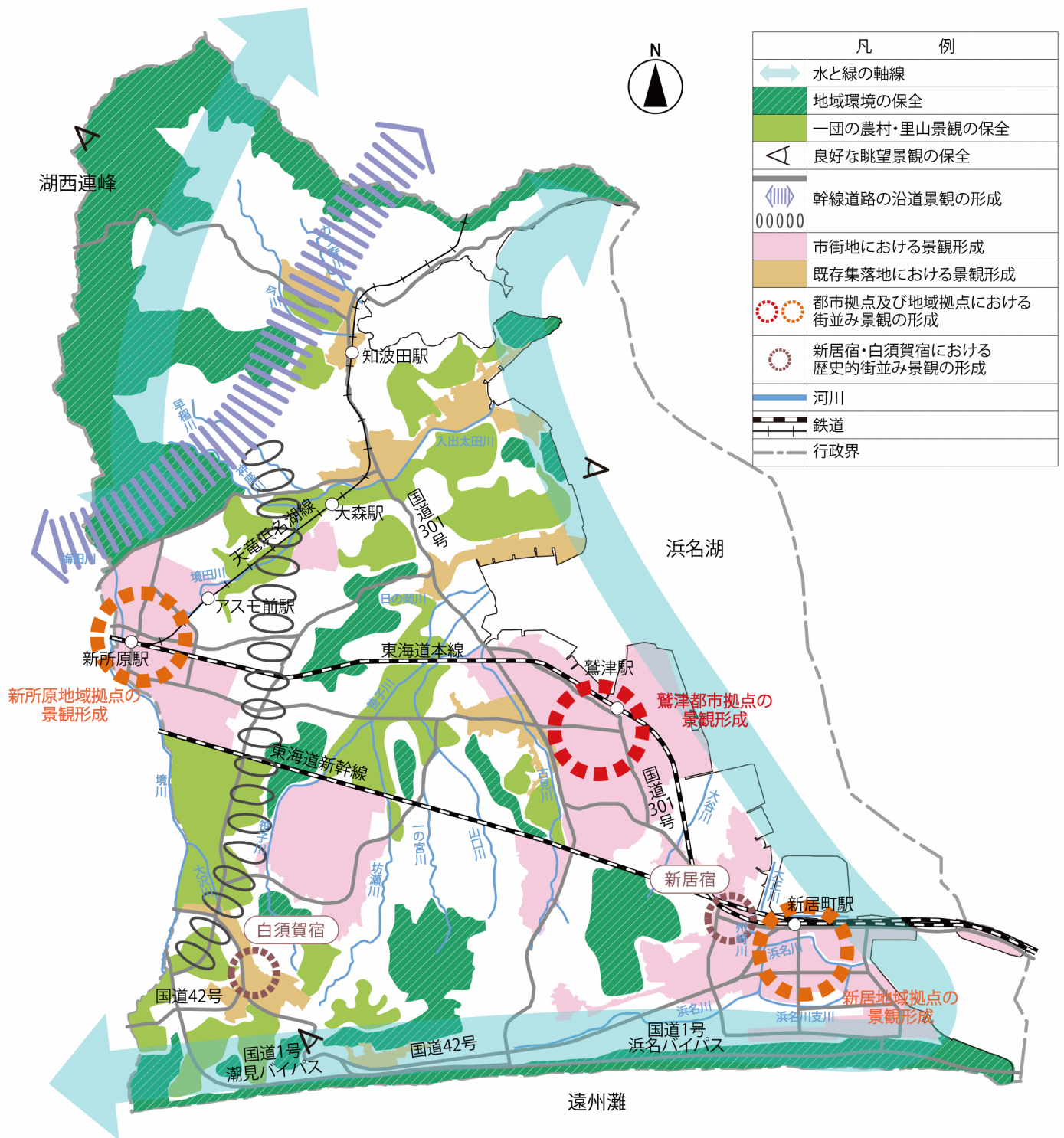
④自然や歴史などの地域資源を活かした景観の保全・形成

- ・市街地と浜名湖を望む湖西連峰からの景観など、良好な眺望景観と眺望点を保全します。
- ・浜名湖の湖岸線は、重要な景観構成要素であるとともに視点場にもなることから、湖岸堤の整備、更新を促進します。
- ・新居宿や白須賀宿のまち並み、旧東海道の松並木や潮見坂からの眺望、本興寺をはじめとする歴史的景観、湖西連峰等の緑地景観や浜名湖岸の水辺景観、また平地部に広がる農村景観や里山景観は、本市の貴重な景観資源であり、これらの資源を市民の共有財産として守り育むとともに、これらと一体となった魅力的なまち並み景観の形成に、地域住民や活動団体とともに取り組むことにより、良好な景観の保全・形成への意識を高めます。

（３）環境負荷の軽減

- ・地球温暖化防止のため、石油やガスなどの化石燃料からの転換や省エネルギー化を促進し、太陽光や風力等の再生可能エネルギーを有効活用します。
- ・自動車から排出される温室効果ガスの削減を図るため、自動車と公共交通等を使い分けができる交通体系の整備や、次世代自動車の導入に向けた環境づくりとして充電インフラ等の整備を推進します。
- ・二酸化炭素の吸収を含め多面的機能を有する樹林地の保全や活用を検討するとともに、新たな公園緑地の整備推進や民有地内の緑化を促進します。

〈都市環境と景観の基本方針図〉



4-4 都市防災の基本方針

●都市防災に関する基本的な考え方

都市防災の基本方針として、ここでは、自然災害に備えたくらし環境の創出、防災指針の策定、事前復興都市計画の策定に関する方針を掲げています。

自然災害に備えたくらし環境の創出については、南海トラフ巨大地震等の大規模地震対策や総合的な治水対策、土砂災害対策を進めます。特に地震・津波による人的・物的被害の軽減を図るため、面的な多重防御の体制の確立を進めます。

防災指針の策定については、立地適正化計画に基づき防災指針を策定し、災害リスクの軽減に資する対策を検討します。

事前復興計画の策定については、大規模自然災害による甚大な被害を被ったとしても、迅速に復興まちづくりを進めるために必要な事項を検討します。



住吉地区命山

（１）自然災害に備えたくらし環境の創出

①地震・津波対策の充実

- ・地震動による倒壊防止を図るため、防災拠点や避難所をはじめとする公共建築物の耐震化を進めます。また、旧耐震基準で建築された木造住宅については、プロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）－０（ゼロ）」制度等の活用により、建築物の耐震化を促進します。
- ・レベル２津波による被害を軽減するため、静岡県第４次地震被害想定に基づくレベル２津波浸水想定区域を中心に、津波避難ビルの指定や津波避難タワーの設置、高台への避難ルートを設置するなど、早期の避難態勢の確立を図ります。また、レベル２津波浸水想定区域内に立地している公共施設については、津波避難デッキ等を有する津波に強い施設への建て替えや、レベル２津波浸水想定区域外への移転などの対策を進めます。
- ・水道や下水道などのライフラインは、定期的に保守点検を行うとともに、管渠の耐震性能の強化に取り組みます。
- ・災害時の迅速かつ円滑な救命救急や復旧活動を支えるため、（仮称）浜松湖西豊橋道路を活かした新たなネットワークを構築し、緊急輸送路のリダンダンシーを確保するとともに、IC周辺での広域的な防災拠点機能の配置を検討します。また、防災拠点施設と避難所等とをつなぐ幹線道路や橋梁の強靱化を推進します。
- ・災害時に安全かつ迅速に避難することができるよう、避難所・避難施設までの経路の整備及び維持を図ります。
- ・火災の延焼拡大を防止したり、応急活動や一時的な避難場所を確保したりするため、道路や都市公園、河川緑地等のオープンスペースの確保を進めます。

②治水対策の充実

- ・市民の安全な暮らしを守るため、生態系に配慮しながら、洪水などによる水害が発生しやすい箇所の河川改修を計画的に行うとともに、本市を流れる中小河川の未改修部分の改修整備を推進するなど治水対策の充実に取り組みます。
- ・大雨による浸水被害を防止するため、洪水や内水などによる浸水被害が発生しやすい低地の河川改修を計画的に進めるとともに、流域内の貯水機能を有する農地の保全を図ります。
- ・大規模開発の実施にあたっては、下流河川の整備と調整を図るとともに、下流の流出能力に見合った流出抑制対策を実施する等、流域における治水対策を進めます。
- ・農業用ため池については、洪水解析や耐震診断等の結果に基づき、ハザードマップによる周知と併せ、必要に応じて耐震補強を行うなど、防災・減災対策を進めます。

③土砂災害対策の推進

- ・市街地内に点在する土砂災害特別警戒区域等において、急傾斜崩壊防止施設の設置等、土砂災害防止対策の実施を進めます。
- ・がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域で、建築制限の基準に適合しない住宅については、個々の実情を考慮のうえ、災害リスクの低い区域への移転を誘導します。

コラム

東日本大震災における防災拠点としての道の駅の活用事例

岩手県遠野市にある道の駅「遠野風の丘」は、東日本大震災からの応急復旧期において、沿岸市町村への後方支援拠点として活用され、全国の自治体等から集められた支援物資を沿岸被災地へ搬送する拠点としての機能を発揮しました。また、駐車場は、自衛隊・警察・消防・医療団体・ボランティア等の集結地としても機能しました。

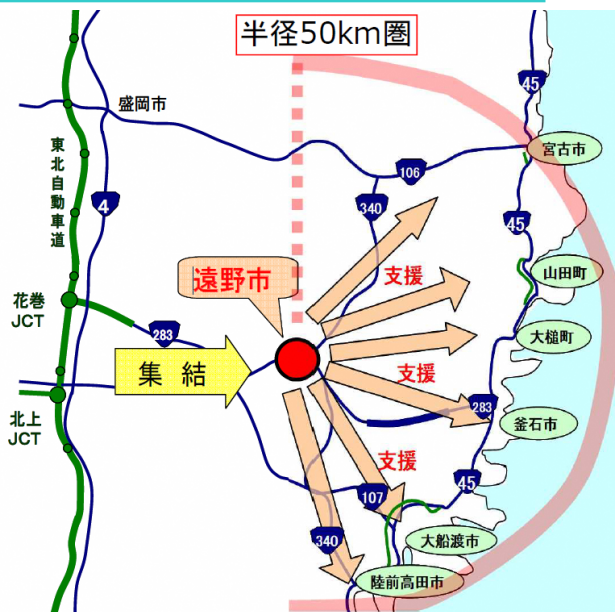
国土交通省では、都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置付けられている道の駅について、「防災道の駅」として選定し、防災拠点としての役割を果たすための重点的な支援を行っています。

○ハード面での支援（交付金による重点支援等）

耐震化、無電柱化、通信設備、貯水施設、防災倉庫、防災トイレ等、備蓄強化、水回り強化、カーボンニュートラル対応等

○ソフト面での支援

ガイドラインやマニュアルを活用したBCP策定支援、過去の災害の教訓を踏まえた実践的な防災訓練の実施、防災拠点自動車駐車場の指定



出典）国土交通省ホームページ

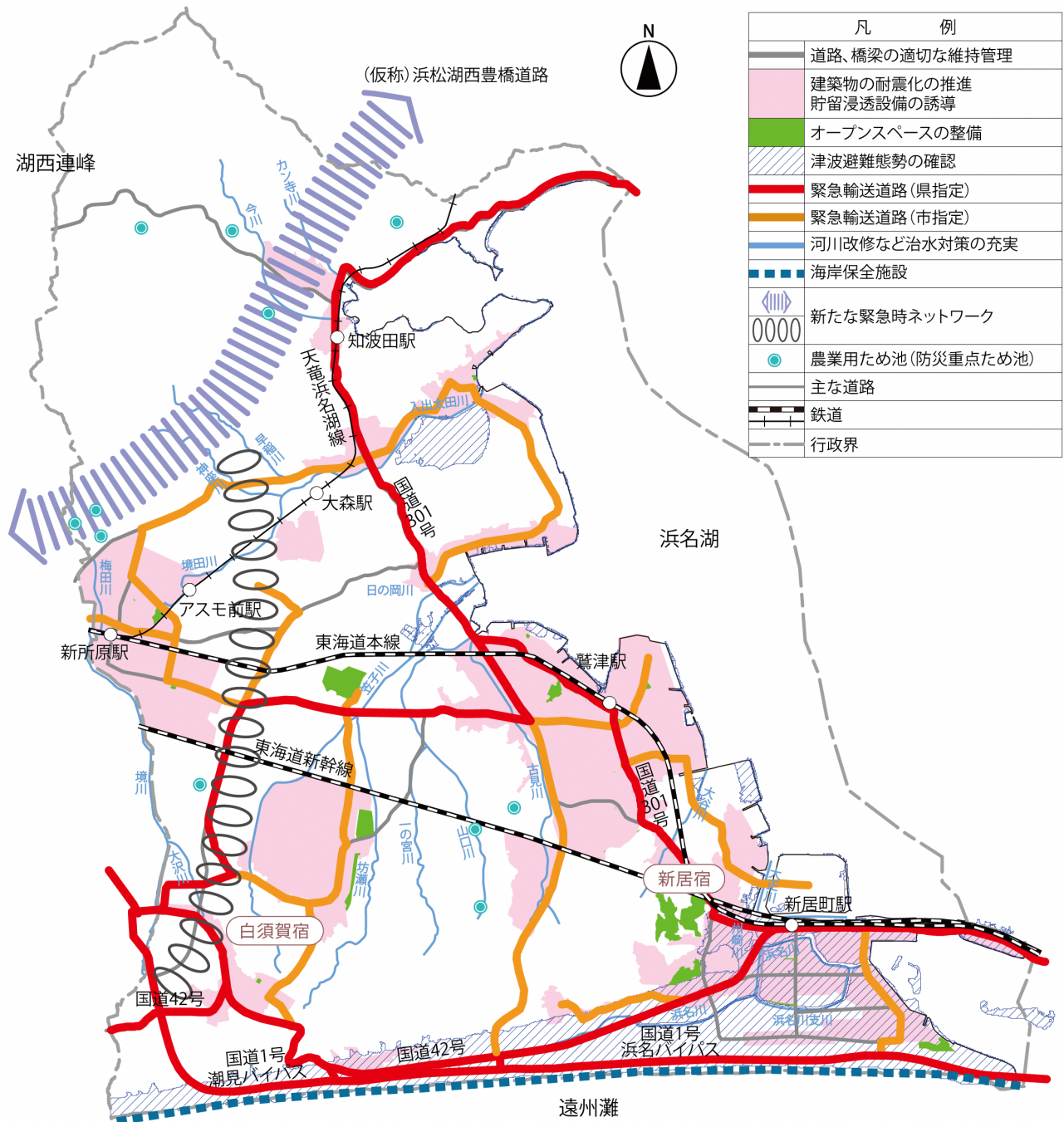
（２）防災指針の策定

- ・安全・安心なまちづくりを推進するため、津波や洪水による浸水被害や、土砂災害等の災害リスクの分析を行った上で、災害リスクの高い区域は新たな住宅等の立地が進まないよう、立地適正化計画における居住誘導区域から除外するとともに、新たに含めないようにします。
- ・居住誘導区域内に残存する災害リスクに対しては、できる限り回避又は低減させるため、災害の種別に応じた具体的な取組を防災指針に位置付け、計画的かつ着実に防災・減災対策に取り組めます。

（３）事前都市復興計画の策定

- ・大規模自然災害が発生した際、迅速な復興を果たすため、事前都市復興計画の策定を検討します。事前都市復興計画では、復興で目指す市街地像の方針を住民合意のもとで予め検討しておくとともに、都市の課題を解決するための方策についても検討します。

〈都市防災の基本方針図〉



第3章

まちづくりの実現 に向けて

1. 多様な主体との連携・共創による
まちづくりの推進
2. 都市計画制度等の活用
3. 都市計画マスタープランの見直し